

研究機関、種苗会社、大学のみならず

重要品種の育成

始めませんか？

気候変動等対応品種法※に基づき、
品種育成の加速化に向けて、産官学が連携して
重要品種を育成する取組を支援します

※重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律

品種育成の計画認定による特例措置等

農研機構の研究開発設備等を利用することができます

※農研機構に別途申込みが必要です

【農研機構が保有する設備】

人工気象室



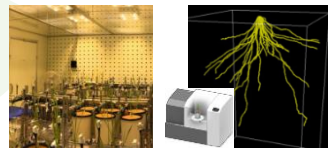
様々な環境条件を再現・実現し、
高温耐性の検定等が可能

DNAマーカー選抜機器



DNAマーカー選抜に使用
する機器

栽培室・計測室



ポット毎の土壌環境の制御や、X線CT
を用いた地下部の非破壊計測が可能

無人航空機の飛行許可・承認手続きをワンストップ化できます

重要品種育成事業の一環として無人航空機（農業用ドローン等）を
使用する場合、航空法の許可・承認が必要な一部の飛行空域・方法
に要する手続きについて、計画と合わせて申請が可能

品種登録の出願料・登録料の減免、優先審査を受けられます

計画に基づき育成された品種について、
品種登録に必要な出願料・登録料を減免

（出願料（14,000円）：免除
登録料（4,500円（1～6年目））
：3/4の免除（1,125円））

（このほか、優先して品種登録出願の審査を実施（種苗法の政令で措置））

★このほか、認定事業者には**各種支援事業の優遇措置**を行う予定です

重要品種とは

以下の3つを満たした品種です

① 農業をめぐる情勢の変化に対応する形質を有すること

(例) **省力化**に関する形質



機械収穫しやすい

多収化に関する形質



大粒で単収増加

気候変動に対応した形質



かんきつの浮皮



大豆の葉焼病

その他の形質

(例) 輸出に適した品種



果実が硬く日持ち性に優れる

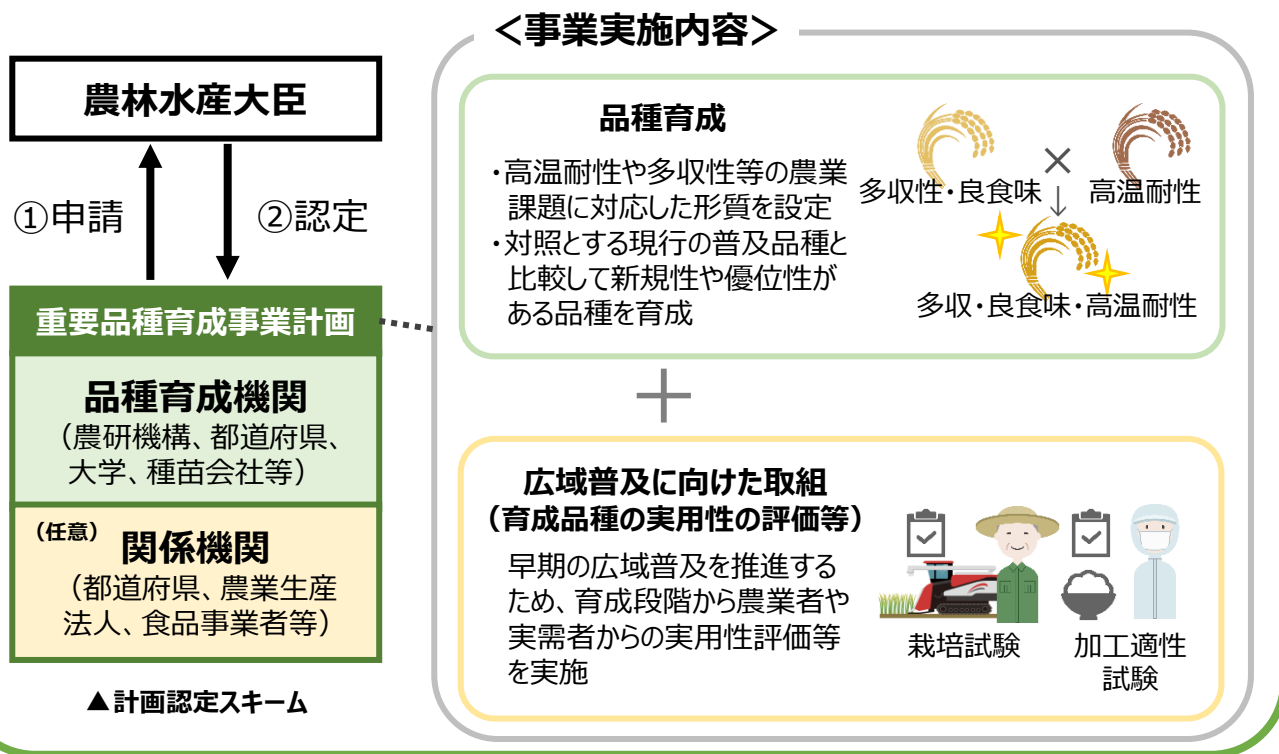
② 広域に普及が可能であること

2以上の都道府県への種苗供給や利用を制限しないもの

③ 品種登録を受けていること

※重要品種育成事業は、重要品種となることが見込まれる品種を育成する事業です

取組のイメージ（重要品種育成事業計画）



詳しい内容については、農水省HPをご覧ください。

担当：農林水産省農林水産技術会議事務局研究企画課

☎ 03-3581-9649

